

## 規 則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 埼玉県規則第九十五号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第一号調査審議事項の欄3中「第三十三条の十五第三項」を「第三十三条の十五第二項（法第三十三条の十六の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同欄中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第十八条の二十の二第二項（法第十八条の三十三第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する特定登録取消者の保育士登録（法第十八条の三十三第四項において読み替えて準用する場合にあつては、地域限定保育士登録）に関する事項

第七条第一項の表第一号調査審議事項の欄に次のように加える。

5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の六第二項に規定する報告に関する事項  
第七条第一項の表第三号調査審議事項の欄2中「平成十八年法律第七十七号。」を削る。

### 附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。